

吹田市こども計画の一部変更の概要

1 吹田市こども計画

本市では、子育て支援の一層の推進を図り、貧困対策、子供・若者の育成支援及び少子化対策等も含めた子供政策を総合的・一体的に推進するため、こども基本法第10条に基づき、令和7年3月に「吹田市こども計画」を策定しました。

2 変更の内容について

こども誰でも通園制度の開始や保育の申込の状況など情勢の変化に伴い、下記のとおり変更します。

(1) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の確保方策等の追記等

ア 計画該当ページ（P108、P109、P137、P161、P164、P165）

イ 変更理由

乳児等のための支援給付の創設に伴い、市町村子ども・子育て支援事業計画に基本的記載事項（必須記載事項）が追加されたことによるものです。

[主な変更内容]

- ・乳児等通園支援の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期を追記（地域子ども・子育て支援事業から移行）
- ・乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を追記

(2) 就学前教育・保育の施設整備に係る保育申込量及び提供量の見直しに伴う量の見込み及び確保方策の変更

ア 計画該当ページ（P121、P124-136）

イ 変更理由

量の見込み及び提供量について計画値と実績値に一定の乖離が見られること、令和7年4月の児童福祉法改正により3歳児から5歳児までのみを対象とした小規模保育事業（満三歳以上限定小規模保育事業）が創設されたことによるものです。

[主な変更内容]

- ・令和7年4月時点の量の見込みを実績値に置き換え、将来の量の見込み及び保育部分の確保方策を変更
- ・量の見込み（2号認定（保育所・認定こども園））に、満三歳以上限定小規模保育事業を追記

(3) 青少年クリエイティブセンターの建替えに関する内容の追記

ア 計画該当ページ（P85）

イ 変更理由

老朽化や施設配置に課題のある青少年クリエイティブセンターの青少年会館・体育館・運動広場管理棟の3施設について、移転・集約建替えを実施する方向性が定まったことによるものです。

①「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の確保方策等の追記等」

P108 第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと供給体制 2 第3期 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育等提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域を定め、当該区域ごとに教育・保育等^{※1}及び地域子ども・

子育て支援事業^{※2}の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとされています。

※1 教育・保育等

ア 教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）

イ 地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）

ウ 乳児等通園支援

※2 地域子ども・子育て支援事業

利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業など

(略)

地域子ども・
子育て支援事
業から移行

子ども・子育て支援法や基本指針の規定、市の施設整備の状況や利用実態を踏まえ、区域設定に当たっては、

次の視点により検討しました。

(略)

(6) 教育・保育等の提供については、できる限り区域内での確保を原則とするが、困難な場合は隣接区域での

確保を可能とすること。

①「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の確保方策等の追記等」

P109 第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと供給体制 2 第3期 子ども・子育て支援事業計画

本市では、教育・保育等提供区域を以下のとおり設定し、各認定区分・年齢ごとに「量の見込み」及びそれ
に対する「提供体制の確保方策」を策定しました。

教育・保育等	設定区域数
教育（1号認定）	3
保育（2号・3号認定）	3
乳児等通園支援	1

地域子ども・
子育て支援事
業から移行

①「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の確保方策等の追記等」

P137 第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと供給体制 2 第3期子ども・子育て支援事業計画

(8) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

事業内容	全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な生育環境を整備するため、保育所等に 入所していない0歳6か月から満3歳未満の児童が保護者の就労要件等を問わず 保育所等を一定時間利用できる事業(実施時期:令和8年4月)
担当	保育幼稚園室
提供区域	吹田市全域

(単位:人日)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
0歳児	量の見込み	二	4	4	4	4
	確保方策	二	4	4	4	4
1歳児	量の見込み	二	2	2	2	2
	確保方策	二	2	2	2	2
2歳児	量の見込み	二	2	2	2	2
	確保方策	二	2	2	2	2
《提供体制・確保方策》 幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業所等						

量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期を追記(地域子ども・子育て支援事業からの移行を含む)

量の見込みはニーズ調査における不定期な一時預かりの利用の目的のうち、その他と回答した割合(6.4%)を乗じて算出した。

*令和8年度以降は「教育・保育等」の支援給付として位置付け。

①「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の確保方策等の追記等」

P164 第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと供給体制 2 第3期子ども・子育て支援事業計画

(7) 教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策

教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行に努めま

す。

乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を追記

②就学前教育・保育の施設整備に係る保育申込量及び提供量の見直しに伴う量の見込み及び確保方策の変更

P134 第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと供給体制 2 第3期 子ども・子育て支援事業計画

◆ 全区域

(単位：人)

区域	年度	1号認定	2号認定		3号認定	確保方策の内容 (か所数は想定)
			幼稚園 利用希望	保育所等		
全区域	量の見込み	3,802	880	4,039	4,856	
	既存施設	7,561	1,311	4,697	3,487	
	広域等			321	503	
	令和7年度 (2025年度)			51	108	
	令和8年度 (2026年度)	△60		46	136	
	令和9年度 (2027年度)	△19	△9	194	232	
	令和10年度 (2028年度)	△96		217	242	
	令和11年度 (2029年度)				179	
	計	△175	△9	508	897	○保育所8か所整備 (2号487、3号303) ○小規模22か所整備 (3号418) ○既存施設改築 (2号△1、3号8) ○幼稚園での預かり保育 (3号153) ○既存施設の認定こども園 移行(1号△115、2号(幼) △9、2号22、3号15) ○幼稚園廃止(1号△60)
	不足数	△3,584	△422	△1,487	△31	

《確保方策》

保育所を8か所、小規模保育事業所を22か所それぞれ整備します。

既存施設1か所を改築します。

既存施設の認定こども園移行を推進します。

幼稚園での預かり保育を推進します。

・令和7年4月時点の量の見込みを実績値に置き換え、将来の量の見込み及び保育部分の確保方策を変更
・量の見込み(2号認定(保育所・認定こども園))に、満三歳以上限定小規模保育事業を追記

5

③青少年クリエイティブセンターの建替えに関する内容の追記

P85 第4章 施策の展開 3 基本目標3 子供や若者の成長・子育て家庭を支える環境づくり

施策10 子供・若者が主体となった居場所の確保★

(3) 青少年施設における子供・若者と協働し居場所づくりに取り組みます

青少年施設では、全ての子供・若者が、学び、交流し、様々なことにチャレンジできるよう、「居たい」「行きたい」「やってみたい」という視点に応じた居場所づくりを大切にしています。引き続き、子供・若者たちの声を聴き、子供・若者の視点に立ち、子供・若者とともに作り上げる居場所をめざします。

今後、特に青少年クリエイティブセンターについては、老朽化対策が必要な時期にあり、また、現状の施設配置にも課題があることから、移転・集約建替えにより、子供・若者を取り巻く今日的課題にも対応でき、乳幼児期から青年期までの子供・若者が互いに交流し、活動などができる施設への再整備をめざします。

6